

い地域民間の協力を仰ぎながら地道な活動が続けていかなければならない。関係者は、時には効果が上がらないためにむなしさを覚えることもあると推察されます。最近、各地にトラブルを起こしております高層化住宅、ワンルームマンションの建設が建築基準法に基づく容積率、建ぺい率いっばいに建てますので、どうしてもやはり建てる業者側は目いっばいの採算性をとるために、隣近所の迷惑にお構いなく、やはり法の許すぎりぎりの範囲でいっばいに建てるということで、議会のたびに住民からの陳情が寄せられている。その陳情の主たるものは、やはり市民生活を営む上において良好な生活環境が違法駐車のために破壊される。これが第一の理由でございます。

この問題につきましては、ただいま非常に国、都、市こういった行政の絡みの中でどうにもできないという問題ということは十分推察されますが、さりとてこのまま放置しておくということはないわけでございまして、けさのNHKの番組でも、この未利用地をどうしたら活用できるかという、非常に真剣な番組を議会へ来る前に見てきたわけでございしますが、国の法律改正、これがないとどうしてもできないということでは、ただいまの御答弁ですと、市長会等を通じて、都あるいは国に対してこうしたらどうかというふうなことを続けて言っているのだという御答弁でございしますが、これに飽きずに、例えばこれは私の考えでございますが、百坪、農地ですと三百坪、五百坪という農地あるいは未利用地が市内にも散見されるわけでございますが、もし駐車場に転用した場合の効果と申しますと、やはり建ぺい率、これが宅地化になりますとその地区が一種住専、二種住専、こういったことで五百坪が五百坪に使えないというようなことから、やはり税制の面で青空駐車というようにすることで、そんな程度のことでございします。

これを利用させるには、けさのNHKの報道によりますと、特別保有税を課するのだ。それから、事業用買いかえ資産の見直しをするのだとかいろいろやっておりますが、これは宅地開放、住宅のための政策が第一義というふうに、私もけさの番組で解釈したのですが、これを高度に利用するという、こと駐車場に関しては建ぺい率を緩和するとか、容積率を大幅にアップするとか、あるいは税制の面で優遇するとか、そういった面をしたらどうかというふうな考えでございまして、私も所属する自民党の政務調査会、こういったところへこういった意見を具申をしているわけでございしますが、どうか行政においてもこの法改正

に向けてどうしたらいいか、しかも市の行政を見ただけでもトータルのリーダーは市長であり、建築確認の方に建築に関する仕事は建設部だ。あとの後始末は市民部だと、こういうことでいつも矛盾の中の繰り返しが行われているわけでございまして、一刻も早く地方の時代と言われている現在でございしますから、末端から上の行政、政府を動かすというぐらゐの努力を今後とも続けていただきたいということを、これは要望にとどめておきます。

それから学校の教育行政でございしますが、ただいまの御答弁の中で、国民の祝日の学校教育につきましましては、国民の祝日に関する法律に基づき休校となるということはわかります。昨年平成元年二月二十四日の昭和天皇の大喪の礼を休日とした根拠は、昭和天皇の大喪の礼を行われる日を休日とする法律に基づき、全国諸官庁を初め民間も含めて休日となりましたが、聞くところによりますと、休日の日に天皇制反対の主観をもって、市内の小学校においてある先生が法律の趣旨にもとる言動があったやに聞いておりますが、その事実関係についてお尋ねします。

第二点目のカリキュラム等の実施、作成、運用の御答弁で、年度初頭から大変慎重な作業と配慮の積み重ねで、当事者の御苦労がよくわかりました。今後とも学校関係者並びに教育委員会の指導と協力で次世代を担う児童・生徒のためにカリキュラムの一層の充実を期待して要望とします。

三点目の福生地区に体育館の建設につきましては、教育長答弁で平成六年完成予定と具体的に示されまして、スポーツ愛好者はもとより関係者一同さらに希望を持たれたはずでございします。また、さきに述べましたように、高齢化社会というとすべからず暗いイメージにとらえがちですが、健康的で明るい長寿社会を築くのだということのためにも、ぜひ立派な体育館を企画し実現に向けて努力いたしますよう、これは要望して自席からの二回目の質問を終わります。

○建設部長（小野光朗君） それではまず私道整備の補助でございしますけれども、御質問の趣旨は数軒の希望者のある私道のうち、一軒でも未水洗化の場合には、これは適用除外になるということについてのどういう今後の対応ということの御質問だと思えますけれども、御指摘のとおり起点及び終点が公道に面しているような場合、あるいは幅が一メートル八十センチ以上、長さが二十メートル以上の袋小路でも三戸以

上の申請の戸数がありました場合には、これが適用になるわけです。それでそのうちただ適用除外として下水等が整備されない場合には適用除外になるということでございますけれども、この辺のところでは非常に難しく、例えば、五軒中一軒ができないのかという場合と、五軒中三軒ができていないのかというふうなこともありますし、また本人がやりたいのだけども、やはり土地の権利関係とか、そういう関係でできないという場合と、本人がやる意思がないのか等いろいろ判断がございます。その辺をどう客観的に公平に見極めていくかというのはなかなか難しい点がございます。御質問の趣旨は十分わかりますので、今後十分検討してまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○教育次長（矢崎茂夫君） それでは、休日の日には天皇制反対の主観をもって、市内の小学校において先生が法律の趣旨にもとる言動があったのではないかと、こういう御質問に対してお答えをいたします。

このことにつきましては、学校長から教育委員会に対し報告がございませんでしたので、詳細については定かではございませんが、大喪の礼が行われました当日、登校している教員がいたことは事実のようでございます。しかし、登校の内容につきましては、ただいま申し上げましたとおり定かではございませんが、そのことによりまして、万一保護者に対し不信の念を抱かせる結果を招いたとするならば、教育委員会といたしましてまことに遺憾に存ずるところでございます。今後とも学校教育に対する市民の信頼を裏切らないように、学校長を通じて指導してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○建設部長（小野光朗君） 下水道の未水洗化については、いろいろと御努力いただいております。今のところもう少しという段階にきているわけでございますけれども、この未水洗化にどういうふうに関後取り組むかということでございますけれども、まず一点目としては、一般の環境を変えていくということである。市の広報とか下水道の促進デーではPRをしたり、あるいは垂れ幕をつくったりというふうなことをやっております。それとまた個人に対しては、早期の施工の通知というのを毎年出しております。それからある程度相談等に乗れるようなところにつきましては、職員が随時訪問しているという状況でございます。

また、本年度おかげさまで普及相談についていろいろ専門的な先生の知恵をお借りする場合には、その報酬等もここで組み込んでいただきましたので、そういう意味での下水道の普及促進ですか、そういうふうなものでの相談制度も設けておりますので、これらを含めましてなお一層進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ちょっと答弁を落としまして申しわけございませんでした。

○五番（須釜亮次君） ありがとうございます。

それでは、要望させていただきたいと思いますが、生活環境の改善、私道整備、ただいま担当部長から答弁がありました。隣人との良好な関係を保持していくためにも、多数の関係者が希望する私道の整備の障害となっている未水洗化家庭の当事者にとりましては、いろいろな事情で水洗化工事ができないために、既に水洗化を行っている方々の舗装の要望に対して迷惑をかけているという心の痛みが、やはりあるうかと思えます。そこらに対する行政の配慮、また水洗化実施済みの家庭の立場から見ますと、私道に面する関係二十世帯、例えば二十世帯の九五％の十九世帯が既に水洗化を実施し、一軒が未水洗化のためにほこりと雨水に悩まされる。こういった生活を強いられる、苦痛を和らげる、やはり思いやりの政治も時には必要ではないか、こういうふうにか考えるわけでございまして、また未整備水洗化に対する取り組みの答弁ではいろいろ手段を講じていることはわかりましたが、今回の答弁では、下水道整備率というのを私も質問しましたし、理事者の方も下水道整備率一〇〇％、以前は水洗化普及率九九・何％という表現があったことは御記憶にあらうかと思ひまして、やはり未水洗化家屋の存在と水洗化できない理由ということとは調査すればわかるわけでございまして、水洗化達成率を明示していただく方がよりわかりやすいのではないかと。下水道の本管工事が一〇〇％完了した、その表現を下水道整備率という、これは本管のことだと思ひます。我々が今考えているのは、下水道の本管から各家庭の水洗化ができるかできないかによって、私道の舗装工事をしてもらえるかどうか、こういうことを願っているわけでございまして、そのために昨年度五軒中三軒が受理されて、残りの一軒はやはり未水洗化が一軒あるためにできないのだと、こういうふうなことでございますので、どうかやはり市民の平等の立場からタックスペイヤーとしての税金を

払っている立場から、あるところの私道は舗装されているけれども、自分のところの舗装はできないのだ。その理由は、やはり一軒の未水洗化があるためにということ、隣人関係がうまくいかなくなることは想像がつきますし、さりとて、課税する立場の財政の方からしますと、水洗化されたために私道を市のお金で補助金で舗装がされている箇所と、一軒のために二十軒、三十軒の家庭が水洗化されても、私道がほこりと雨水に悩まされるところの課税の対象額、固定資産税の評価が違ふというふうには、やはり考えられないわけです。どうかひとつそこを配慮していただき、しかも下水道整備率一〇〇％といい、あるいは水洗化普及率九九％というふうに表示したにしても、ほとんど一〇〇に近い、この排水関係の下水道の普及が行われているということは事実でありまして、当初の理事者の答弁で、やはり下水道の普及率と下水道整備率、水洗化普及率と各家庭が今度取り組む水洗化への努力との因果関係でここまで来たのだということ認識していただいて、どうか温かい配慮というものを特に私道整備に関して、改めて検討していただくように要望いたします。

また、大喪の礼の日の休日でございますが、ただいま教育次長の答弁を聞いて、仮にその事実があったとするならば、学校教育に対し不信感を与えるような言動は厳に慎むべきである。これは、一私だけではないにすべての人が考えられるはずでございます。平成天皇の即位の礼が、来る十一月十二日に行われ、当日を休日とする法律が公布されました。当然、各学校は諸官庁とともに休日、休校となるわけでありすが、即位の礼の休校に際し、かりそめにも保護者はもとより児童を含め、市民の信頼を失墜せぬよう、教育委員会並びに学校関係者に対し強く要望しておきます。

以上、多くの質問にわたりまして理事者並びに担当責任者の御答弁をいただきありがとうございました。これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（仲村清信君） 十一時十分まで休憩いたします。

午前 十時五十八分 休憩

午前十一時 十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（仲村清信君） 次に、十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 通告に基づきまして一般質問を行います。一般質問の件数は全体から三つになっています。

一つは横田基地についてです。

一つはE2Cの訓練飛行の件です。本年の六月にE2Cの飛行が続きまして、大変市民の皆さんは迷惑をしたということを前回の議会の中でもたくさん議員の皆さんが指摘をなさいました。今回も残念ながら八月の十七日から二十五日までの予定でE2Cの飛行が行われるという通告がありました。現実、このE2Cの飛行訓練については、どのような状態であったかということとをまず伺っていききたいと思います。通告からいきますと十七日、十八日となりましたけれども、十七、十八日には行われず二十一日からありました。しかし、土日も、土曜日とはさむような訓練というのは今までなかったわけで、米軍がこの間の中東情勢の悪さから、急いで訓練をしたと思われると思いますけれども、夜の大変に暑い、熱帯夜の続く中でこうした訓練が行われ、窓を閉めることもできないといった市民の皆さんの苦情が相次いだはずで、こういった状況について、E2Cの飛行訓練のことを伺っていききたいと思います。

次には、横田基地の中での地下水のくみ上げの問題を伺います。既に皆さんも御承知のことだと思いますけれども、横田基地の中には福生市から給水が行われています。水道の給水の以外にも、横田基地で賄っている水はほとんどが地下水を利用していると思われると思います。一体、この地下水をどのくらいくみ上げているかということ、ぜひ伺っておきたいと思っています。もちろん生活用の用水もそうですけれども、日常的に行われております大きな飛行機の洗浄から、あらゆる洗濯に至るまでの水が使われていますけれども、一体これはどのくらいの量があるかということ、ぜひ知っておきたいと思っています。まちの三分の一を占めております大変に大きな横田基地の中で、一体どのような形で市民の地下水、都民の地下水が

使われ、どのような形でそれが排水をされているかという実態をぜひ知っておきたいと思ひまして、この質問をしております。

次には、基地の公開日について伺いたいと思ひています。九月の一日、二日の二日にわたりまして、横田基地は親善友好祭と称して基地の公開を行いました。七百十三ヘクタールのうちのほぼ二%分ぐらいの十ヘクタール分ぐらいのところを開放いたしました。飛行機を展示をいたしました。昨年の八月にもこうした展示が行われ、その際にも私は質問いたしましたけれども、例えば、昨年の場合にはB52という大きな爆撃機が、グアム島のアンダーソンの基地からわざわざ横田基地にやってきて展示をしました。本年もこのB52は、ことしはカリフォルニア州のキャソーという空軍基地から第九三という戦略空軍の部隊で行われています。こうしたB52などの展示というのは、今までは行われていませんでした。これがなぜ急に横田基地に展示をしなければならぬのか。昨年の一般質問の中でもお話をしましたけれども、軍事筋の分析では、今までグアムのアンダーソン基地に置いてあったB52というのは、核爆弾を積んで対ソ、ソビエトに対して攻撃をするためにずっと準備をされていたものです。ですから、横田基地から核戦争の指令が出ますと、その指令を受けて敵国の中に入っていくって核爆弾を落とすという仕事をしていたわけです。

昨年に、グアムのアンダーソン基地の中での核の貯蔵庫が閉鎖になりました。これは、太平洋の安全とということからいいますと大変に好ましいことになったわけですが、そのB52は、今度は今何をしているかというところ、太平洋の海の中にいる潜水艦に対して哨戒をするという仕事をずっとしています。こうした仕事は、もちろんグアムのアンダーソンの基地から行っているわけですが、アメリカ全体の戦略の変更から、アメリカ全体の太平洋に対する防御の考え方の変化の中で、だんだんだんだん北の方にずれていっていることがあります。そうした中で、例えば沖縄の嘉手納基地であるとか、それから横田基地であるといったところに、B52を配備をして、あるいはB52が飛行するために必要なKC135といったような、あるいはKC10といったような、大変に大きな騒音を出すような空中給油機を配備をして、それで太平洋の上の対潜水艦の哨戒活動を行うのではないかと言われています。そのための足ならし

として、そのための地ならしとして、言ってみれば、日本の国民に慣れさせるためにB52の展示を行っているのではないかというのが軍事筋の分析です。そのことの証拠は、今回のB52の公開に当たりまして、持っている爆弾と称するようなものはすべて機雷か魚雷でした。ということとは、この爆撃機が軍事筋の言うように哨戒を目的とし、あるいは太平洋上で活動することを目的としているとは思いません。

こうした中でこういった展示が行われる。あるいは、あらかじめ行われました記者会見におきまして、米空軍横田基地の四七五航空団のチャールズ・フォックスさんという人が記者会見を行っている新聞記事がありましたけれども、その中では曲技飛行はしないというようなことを言っています。ところが、現実には、皆さんも大変にうるさい日曜日あるいは土曜日だったのでお気づきだと思いますけれども、F16、F15の曲技飛行はずっと行われていたわけです。

これは、例えば二年ほど前になりますけれども、ブルーインパルスという自衛隊の曲技飛行団に対して、市民の皆さんが反対の意見を述べた。その結果、ブルーインパルスは来ることができなかったわけです。その三年ほど前には大変な騒音でしたから、それからいいますと静かな横田基地ということになったわけですが、それでも、本年もやはり曲技飛行は行われています。この間、昼間の時間ですけれども、大変にうるさかったわけで、こういったことに対して福生市はどのように考えているかということをお伺いしたいと思います。

もちろん基地の中の展示の問題ばかりではなくて、例えばわらつけ街道一帯や一六号線沿いというのは、大変な車の渋滞でした。たくさんのお客が来ましたが、たくさんのお客をいろいろな人にかけています。あるいは私どもの住んでいる近辺、私のところは東福生の駅前ですからそんなに基地からは近いとは思いませんけれども、例えば私のうちでも、車が出ることができないぐらいの不法駐車が続きました。そういったことに対して、市は一体どのように考えているかということも伺っておきたいと思ひています。それから同時に、基地に対してはそれらの交通渋滞に対して、市はどのような態度をとっていたのかということもあわせて伺っておきたいと思ひています。

それから四番目ですけれども、六月から八月期、この夏の間の横田基地の離着陸の機数を伺っておきた

いと思っています。恒例の質問ですので、毎月の形で昼、夜、夜中と分けてお答えをください。

特に八月の四日ぐらいから中東情勢が大変に険悪になりました。皆さんもお気づきだと思いますけれども、四日、五日、それから十四日の間にかけては、横田基地は大変にぎやかになりました。今、現状はどうかといいますと、ほとんど横田基地の中に輸送機はいないのです。みんな中東に行ったわけです。そうしたこと、中東情勢が始まったときには、やはり世界の情勢が横田基地がすぐに反映するというのが言葉どおりに、横田基地は大変に騒音に包まれましたし、同時に横田基地の飛来回数あるいは飛び立った回数が増えていくと思います。特に八月の四日から十四日などにかけては、多い日を選んで、ぜひデータをいただきたいと思います。

それから次に、国勢調査について伺っておきたいと思っています。ことし一九九〇年というのは、国勢調査、五年に一遍の国勢調査の年です。特にことしの国勢調査というのは、前回の一九八五年よりさらに丁寧な調査をすることになっています。一応、国勢調査といえますのは国が行うわけでして、例えば百万人以上の人たちがその調査員になっているわけです。一九八〇年だけでも数億という巨額な費用がかけて、十月一日に行われることになっています。これは統計法という法律に基づいて行われるわけですから、同時に市では機関委任事務ということ、国からお願ひされたことを行っていくというふうになっています。ただ、ことしの国勢調査というのは、もう既に広報などで御案内が行っていますから御承知の方も多いと思いますけれども、前回の一九八五年は簡易調査ということですから、大変に項目も少なかつたのです。今回は、さらに五項目加えました。前回は十七項目でやったのですけれども、今回は五項目ふえて二十二項目あるのです。二十二項目の中には、例えば住居の種類ということがあったり、それから居室の数、部屋の数ですね。それから住宅の床面積、建て方というような非常に微に入り細にわたった形での国勢調査があるのです。

このことにつきましては、国はどのようなことを言っているかといえますと、国や地方自治体が的確に行政を進めるためには、地域の実態を正確に把握する必要があるんだ。こうした行政に欠かせない統計は、飛行機で言えば操縦室の計器のようなものだということを国は言っているわけです。これが狂えば、飛行

機は違った方向へ飛んでしまう。これは前々回の一九八〇年の調査のとき、簡易調査ではない調査のときには、どういうふうな国は言っているかという、船の羅針盤だということに言っているのです。こういうものがないと、国はちゃんと自分の方向が定められないのだということを言っているのです。そういった国勢調査が行われているわけですから、今回も行われます。

ここで、ぜひ市の方にどのような形で国勢調査、機関委任事務ですから、市が実際上、行わなければいけないわけですが、こうした調査をどのような形で行おうとしているか。特に国勢調査のときにはいろいろ皆さんがいやな思いをすることもありますが、こうした調査の中のプライバシーをどのように守るかということ。あるいはどのように守っていただくかということについて、市はどのように考えているか。前々回の一九八〇年のときには、密封封筒という形でできたわけです。封筒に入れて出してください。それでも構いませんよ。ただしその封筒は、どうしても中を見られてほしくない人は封筒に入れてくださいというふうな形の指示でした。前回はそれに対してはゼロテープでとめてもよろしいのですよということを書いていました。そういった形の調査についてどのような形でプライバシーを守っているかというふうな、市は現実を考えているかということ、市はどのような形で市民の皆さんに広報をしているかということもあわせて伺っておきたいと思っています。

それから最後には、公園の問題を伺っておきたいと思っています。実は、これは公園の占用許可についてという形で質問をお出しをしました。音楽会などの、特に占用許可のあり方をどのように考えるかということをお出しをしているわけです。

今までも福生の中では、例えば坂公園等々で音楽会が開かれてきました。あるいは、ほかの公園で音楽会を開いた例があるかもしれませんが、特に電気楽器を使うような、割と音の大きな音楽会も含めて行われてきたのですけれども、例えば七月の十九日に福生の中央公園、オーブンしたばかりの公園ですけれども、そこで音楽会が一つありました。その音楽会が、例えば車を公園の中に入れてもらっては困りますというような条件その他がつけられたはずなのですけれども、なかなか守ることができなかったとい

うことがあって、その公園を借りていたほかのまちの市民の皆さんですけれども、次の月の同じ七月の十九日に行おうとしていた公園の占用許可に対し、取り消しということを市は行っているのです。これは、もちろん公文書が出ておりまして、福生市長の職務代理の助役から書類が出ていますけれども、七月の二十日にそういった書類が出ました。公園占用許可については、都市公園法の十一条及び福生市公園条例の八条の規定によって取り消しますから通知するという事になってはいるのです。条例上、もちろん取り消すことができるというふうになっているのです。

ただ、この辺の経過をもう少しちゃんと行政として伺っておきたいと思っているのは、市民の皆さん、あるいはほかから来た皆さんが、私どもの福生の公園を使ってさまざまな催し物をしたい。あるいは音楽活動をしたという形になっているわけで、そのときにどういった形で公園を皆さんにお貸しをするのか。あるいはどういった形で公園の占用許可というものをお出しするのかというものの出し方ということをし伺っておきたいと思っているのです。例えば、公園の占用許可というのはいろいろなものがあるわけですが、町内会のお祭りのときも出します。それから、例えばデモ行進の出発地にも使います。それから、いろいろな形のボイスカウトの催し、その他にもずっと借りているわけで、そのたびに福生市の場合には許可を出しているわけですが、やはりその音楽会なり、あるいはさまざまなほかの影響のある場合には、きちんとした行政指導その他を行っていくことが必要ではないか。どのような形で公園を上手に使うかと考えることが必要ではないかと思っています。

今回、非常にいい例が出てきたわけでして、その中でこういった公園の中での音楽会の使用、その他に對して市はどのように考え、またどのような行政指導を行う中で市民の皆さんに利用していただくのか。あるいは、それについての基本的な考え方といったようなものを、ぜひここで伺っておきたいと思っています。

私の一般質問、壇上での質問は以上三点になっています。ぜひよろしくお願いいたします。

(市長職務代理者助役 浅見裕康君登壇)

○市長職務代理者助役（浅見裕康君） 遠藤議員さんの御質問に答弁申し上げます。

横田基地についての一点目、E2Cの訓練飛行についてでございますが、本件につきましては、八月の十三日、国より十七、十八日及び八月二日から二十五日まで、延べ八日間にあたりE2C二機により午後七時三十分から九時三十分までの訓練飛行を実施するという通告がございましたので、その場で中止要請を行うとともに、十六日、四市二町の市長、町長連名で国及び基地に対し中止要請を行いました。

また基地対策特別委員会におかれましては、十五日、関係機関に対し中止要請をされたところでございますが、二十日から二十四日まで延べ五日間、またこれ以外に昼間でございますが、無通告で二十日から二十五日まで六日間にわたり訓練が実施された次第でございます。

飛行回数等の詳細につきましては、担当部長より答弁させていただきますが、この間における飛行回数は、昼夜含めまして四百四十二回、苦情件数は三十一件でございました。

市といたしましては、訓練期間中、連日にわたり抗議並びに中止要請をいたしました次第でございますが、夜間訓練は三日間中止をされたものの、結果といたしまして訓練が実施されましたことは極めて遺憾なことであると考えるところでございます。

次に横田基地についての二点目、基地内での地下水のくみ上げについて答弁申し上げます。東京都では公害防止条例に基づきまして、吐き出し口断面積の合計が二十一平方センチメートル以上の地下水揚水施設所有者に対して、揚水量の報告を義務づけております。この措置は地盤沈下対策上、地下水の揚水量を常時把握する関係から実施しているものでございます。

さて、基地内におきます地下水のくみ上げについての御質問でございますが、この件につきましては、東京都が東京防衛施設局あて、地下水揚水量等の調査依頼をしておりますが、何ら回答がなく、地下水のくみ上げ量等につきましては把握できない状況でございますので、よろしく願いを申し上げます次第でございます。

三点目の基地公開日についてでございますが、四十回目を迎えました横田基地日米友好祭の入場者数は、福生警察署の調べによりまして、二日間で約十二万人だそうでございます。このフェスティバルは米空軍の主催ということもございまして、御指摘のような問題点もあらうかと思いますが、反面、各種のバンド

演奏や日米親善野球等が行われまして、いわゆるスポーツ、文化的な行事も開催されます等、日米の友好親善を図る面での効果もありまして、定着した行事でもあると考えております。ただ、曲技飛行等、危険な飛行は避けるよう、また安全対策等に万全を期するよう、今後も申し入れはいたしたいと考えております。

それから違法駐車の関係でございますが、口頭で基地に対しまして駐車場対策という要望はしてきたところでございます。現実面といたしまして、ただいま御指摘をちょうだいしましたような状況というのを十分私どもは認識しているところでございますが、なかなか具体的な対応策が編み出せないというようなことが実態でございます。この辺、関係市民の方々に御迷惑をおかけしていることについて、十分おわびを申し上げたいと思います。

それから四点目の六月から八月期の離着陸の数につきましては、担当部長より答弁をいただきますので、よろしくお願いいたします。

次に国勢調査について、プライバシーの保護についてでございますが、国勢調査は統計法に定められたところによりまして、全国一斉に実施される我が国の最も基本的な統計調査でございます。この調査結果が人口要件の基準となったり、あるいは各種行政施策の基礎資料等、今活用をされているところから、市民の皆さんの御理解と御協力をいただくものでございます。

御質問いただきましたプライバシーの保護についてでございますが、国勢調査、理事者等に対しましては、説明会等で特に注意をして調査に当たられるよう指導をしているところでございます。

なお、詳細にわたっては総務部長から答弁をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

次に公園使用について、音楽会などの占用許可のあり方についてでございますが、公園は公の施設として基本的には福生市民の憩いの場所であらうと存じます。一団体が公園を独占して使用することとは、まさにこれは特例でございます。音楽会、特にロックコンサートにつきましては、その音量等の関係で、過去に付近住民から苦情が寄せられ、市といたしましても、その対応には大変苦慮しているところでございます。このようなことで、公園使用許可の取り消しをしたというような事実も、今御指摘ございました。

ようなことでございます。

今後、これについてどう対応するかという点でございますけれども、これは結果でいろいろな事実が出るということで、非常に難しいのでございますけれども、一応基本的な考え方といたしましては、公園の使用許可につきましては申請に基づく使用内容、そういうものを十分検討させていただきまして許可できると判断したものについて許可していく、そういった方針で対応を今後していきたい。かように考えております。

以上で遠藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○市民部長（岩崎好亮君） 最初にE2Cの件の御質問がございしますので、そこから始めたいと思います。

八月の二十日でございますが、十五時二十八分から十六時八分にかけて十四回ほど飛びました。最高が八十一ホーンで、最低が六十八ホーンでございます。それから次に、通告がなくて十六時四十九分から十七時十一分まで八回飛びまして、これは最高ホーンが八十ホーンで、最低が六十九ホーンでございます。それから通告がありまして、十九時十一分から二十時五十四分の間、五十五回ございまして、最高が八十二ホーンで、最低が六十七ホーンでございます。

次に八月の二十一日でございますが、未通告で十五時十八分から十七時十二分、五十五回飛びまして、八十三ホーンが最高で最低が六十六ホーンでございます。次に、通告がありまして十九時十六分から二十時十一分、五十七回でございます。最高が八十三ホーンで、最低が六十四ホーンでございます。それから八月の二十二日でございますが、未通告でありまして、十二時一分から十二時二十二分、五回ほど飛びまして八十一ホーンが最高で、同じく最低が八十一ホーンです。それから十五時十四分から十六時まで十五回飛びまして、八十一ホーンが最高で最低が七十三ホーンです。それから通告があった分では、十九時十八分から二十時四十三分、五十回飛びまして、八十三ホーンが最高で七十二ホーンが最低でございます。

次に八月の二十三日でございますが、未通告で十一時四十三分から十一時五十二分、九分間飛んで四回でございます。八十ホーンが最高で、最低も八十ホーンでございます。それから十五時五分から十六時四

十七分、二十九回飛びまして、八十一ホーンが最高で六十九ホーンが最低ということでございます。通告がありまして、十九時三十六分から二十一時二十一分、四十一回飛びました。最高ホーンは八十二ホーンでございます。最低が六十四ホーンです。

次に、八月の二十四日でございますが、未通告で十五時四分から十六時五十二分まで三十三回飛びまして、最高が八十三ホーン、最低が七十一ホーンということでございます。次に、通告がありました十九時から二十一時十九分まで六十五回飛びまして、最高ホーンが八十三ホーンで最低が六十二ホーンでございます。

それから、八月二十五日は通告がなくて飛びまして十五時十五分から十五時四十九分まで十一回飛んだということでございます。最高は八十ホーンで最低も八十ホーンということでございます。

なお、苦情回数が八月の二十日は合計で五回、八月の二十一日が十二回、八月の二十二日が三回、二十三日が三回、二十四日が七回、八月二十五日が一回でございます。合計で、苦情件数は三十一回ということでございます。

次に、六月から八月の離着陸のことについての御質問でございます。

六月が飛行総数は千六百三十二回でございます。前年が千十五回でございますので六百十七回の増でございます。一日平均飛行回数は五十四・四回、前年が三十三・八回でございますので二十・六回の増でございます。昼間でございますが、午前七時から十九時の間で、千三百三十九回、前年が七百五十一回、五百八十八回の増でございます。夕刻でございますが、十九時から二十二時まで二百十五回で、前年が百九十六回、十九回の増でございます。夜間でございますが、二十二時から午前七時までの間で、七十八回、前年が六十八回の増でございます。最高飛行日及び回数でございますが、六月の十九日、百四十三回でございます。前年が六月の十二日で六十九回で七十四回の増でございます。それから騒音の最高日及びホーンですが、六月の十二日、百二十ホーンです。前年は六月の三日と六日と七日と八日がありまして百十二ホーンで八ホーンの増でございます。

次に七月でございますが、飛行総数は千三百三十九回、前年が千三十八回でございますので、三百一回

の増です。一日の平均飛行回数は四十三・二回、前年は三十三・五回ですので九・七回の増でございます。昼間でございますが、千八十五回、前年は七百七十八回、三百七回の増でございます。夕刻でございますが、二百六回、前年は二百一回でございますので五回の増です。夜間が四十八回、前年は五十九回でマイナスの十一回でございます。最高飛行日及び回数ですが、七月二十六日、百十一回、前年は七月十八日で八十一回、三十回の増でございます。騒音最高日及びホーンですが、七月三日、百十五ホーン、前年は七月八日と二十六日がありまして、百十三ホーンで二ホーンの増です。

八月でございますが、飛行総数は千二百八十六回、前年は千六百八十六回でマイナス四百回でございます。一日平均飛行回数は四十一・五回、前年が五十八・一回、マイナスの十六・六回です。昼間でございますが、九百八十七回、前年が千三百二十三回、マイナスの三百三十六回でございます。夕刻でございますが、二百十八回、前年は二百六十二回で、マイナスの四十四回です。夜間でございますが、八十一回、前年は百一回、マイナスの二十回でございます。最高飛行日及び回数ですが、八月の三日、九十七回、前年は八月の十七日で百十八回で、マイナスの二十一回でございます。騒音最高日及びホーンですが、八月の二十四日が百十七ホーン、前年が八月の一日で百十四ホーンで三ホーンでございます。

次に、八月四日から十四日の間の、いわゆる中東情勢でどういうふうになったのかというような御質問がありましたので、その間の一番多く飛んだ日でございますが、八月六日です。八月六日が七十七回です。前年は二十七回でございます。これは五十回ほど多いわけでございます。それから、八月の七日が六十八回で、前年は、逆に七十五回飛びましたので、マイナスの七回ということ、総体的には多い日もありますし、少ない日もあったということでございます。以上です。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しいただきまして、国勢調査のプライバシーの保護につきまして、補足の答弁をさせていただきます。

今回の国勢調査は、御指摘をいただきましたような第十五回の大規模な調査でございまして、調査内容が二十二項目と、非常に詳細にわたっております。そういう点から、このプライバシーの関係については、特に気を使わなければいけないと、そんなふうに思っておりますし、またこの点につきましては、国及び

都の方からも再三にわたりました指導を受けているところでございます。市といたしましても、既におとといから説明会に入っているわけでございますが、大変大勢の調査従事者に携わっていただくわけでございまして、この説明会等を通じまして、この調査書に記入された事項の秘密は固く守っていただきたいと思います。知り得たことをほかに漏らさないことであるとか、あるいは調査書を保管する場合の措置でございますが、他人の目に触れないようなところに保管しておくこととか、市民が、特にこの調査書の記入内容を調査員に見せたくない場合等につきましては、調査書の記入の仕方というのはいしおりを出すわけでございますが、それを用いまして封をした形で提出できるというような制度になっておりまして、この場合には、調査員は開封をしないでそのまま市の方へ提出していただくと、そういうふうな形で説明会等で、特に調査員の方にお願ひしている状況でございます。

また、調査員が各世帯から調査書を回収する場合には、調査員に回収ケースというケースを渡してありますので、それを利用いたしまして、回収の時点でも問題を起ささないよう説明会を通じまして、この秘密の保持につきましては、特に注意を払っていただきたいと、そんなふうな形でお願ひしているところでございます。

それから広報でございますが、広報につきましては十月の一日に国勢調査が行われると、そういう形の広報につきまして八月の二十五日、あるいはこの十五日に発行いたします市の広報等で市民にPRをしていくと、そういうことになっております。

なお、この記入内容を調査員に見せたくない場合の措置につきましては、このしおりの一面に載っておりますので、それを十分熟読した上で提出してもらおうよう、調査員を通じてそれぞれの世帯の方へお願ひしていききたい、そのように考えております。

いずれにいたしましても、調査をされる側の立場に立ちまして調査をさせていただきたい、そのように考えておりますので、よろしくひとつお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○十二番（遠藤洋一君） それでは時間がないので、ちょっと自席から急ぎ再質問します。

一番目の横田基地についてですけれども、大体飛行回数、その他わかりました。これについては、前回

の議会でも、私を初め同会派の大森議員あるいは日本共産党の松山議員、ほかの人からも質問があったのですけれども、今回もあれですか、こういった形で通告があったにもかかわらず、市民の皆さんへの広報ということはなさらなかったわけですか。前回のときに何が大事かといえば、飛ぶことについての事実はあるのだから、例えば市民の皆さんにしてみれば、何時まで飛ぶのだろう、どこを飛ぶのだろう、いつまでこのうるささが続くのだろうということに対して、やはり市はきちんと答えてあげなければいけないのではないかという指摘は再三あったと思うのです。

前回の答弁ではこうです。つまり、新聞等々に発表して新聞に書いてもらうのだということを、総務部長森田さんがおっしゃっているわけです。そのときの提案としては、もしも時間があるならば、もっと周知徹底する形で市民の皆さんにお知らせをすべきではないかという指摘があったわけですから、このことについては、今回どのような努力をなさったか伺っておきたいと思ひます。やはり夜の九時半まで飛ぶのはたまらないです。そのときに、これはもうけしからんけれども、九時半までは飛ぶのだ。九時半からは飛ぶなくなるということを書いてくれるだけでも、随分違うはずなのです。そういった市民への努力は今回どうなさったかということをお伺ひしたいと思います。

それからもう一つは、前回もそうなのですけれども、同じような指摘をしたのですけれども、どこを飛ばかをちゃんと市は把握をしているかということがあったのです。例えばこういうことがあるでしょう。NHKの受信料などでも半額の減免地域と全部減免のところとそうでないところがあります。今度のE2Cに関して、前回もそうなのですが、そんなことは構わず飛んでいるのです。市民の皆さんにとっては不公平感がどうしてもあるのです。道路から一本向こうはNHKは半分ではないか。おれのところはそうではない。でも、上を飛ぶのだというようなことあるわけでしょう。だから、行政としてはどこをどういうふうな飛ばかということの飛行コースぐらいは調べるべきではないかという指摘は、僕ではない、ほかの議員さんからもあったはず。そこについては、どのように今度なさったかということをお伺ひしたいのです。

それは、基本的にE2Cがけしからんとかけしからんかという議論というものもあるかもしれないの

です。市はもちろんけしからんと言っているわけですから、けしからん中身についてはちゃんと調べて、それで言わないと、結局のところうるさくて、行ってしまえば静かになるからそれまでですというものはないので、そこはどうしたかということを伺っておきたい。

それからもう一つは、前回もそのような指摘でしたが、僕は苦情に対する市の皆さんの対応は決して悪いと思っていないのです。担当の方がおいでになって、市民の皆さんにはこういう理由で飛んでいますということをおっしゃっています。多分、今回苦情を出された三十一件の皆さんにも、そういう説明をなさったと思うのです。ただ、こんなに頻繁にあるのであれば、そういった騒音等々、苦情の専門の電話ぐらい設置すべきではないかと思えます。そういうようなお考えは持っているか。今回、市長さんはお休みなので、余り施策に関するのを聞くのは聞きにくいのですけれども、ただ姿勢としては、そういう例えは九月二日の夜というのは、市内に住んでいる職員の皆さんならお気づきだと思いませんか、ヘリコプターがすごくうるさかったでしょう。ぶんぶんぶん飛んで。いろいろなふう聞いてみたら、基地公開日でいろいろな飛行機が来ているから、警戒の意味もあったというようなことも、ちょっと聞いているのです。そんなときは、さすが十一時半ぐらいでどこに苦情を持っていったらいいかわからないです。でもちゃんとした窓があれば、そこに苦情が出る。そのことが施設庁に伝わる。やはりそれは福生の市民が迷惑することがわかるという、そういう配慮が必要だと思ふのです。

そのような形での苦情窓口についてはどう思っているのか。このことは、私たち会派でも要求している基地対策課をつくってくださいというようなことをずっとお願いしているわけですが、前の前の石川市長さんは「市の職員全体が対策課でございます。」と答えているし、前回の田村市長さんは「考えていない。」とおっしゃったし、今度の石川さんも、それについては余り考えていらっしやらないようなのですけれども、いよいよ基地対策課みたいなのがあって、それが市民の皆さんへの本当の苦情の窓口を受け付けるところになるべきだと思ふのですけれども、そういった今のコースをどうちゃんと把握したのか。事前の市民の皆さんへの周知はどうしたのか。苦情窓口はどうするかということ、このE2Cについては伺っておきたいと思っています。

それから次の基地の地下水の件なのですが、基準はあるのだけれども、東京都に対して防衛施設局は答えていない。だからわからないという、まことにすげない御意見なのですが、では福生市はどういう努力をしたのですか。福生市は東京都に問い合わせをして、我が市の中の地下水くみ上げがどのぐらいかということを知りたいということの要望はしているという形ですか。そこを伺いたいのと、もう一つは、こういうことはわかるはずですが、基地に給水をしています。水道の水を流しているわけですが、市の水を。それは給水条例があって協定を結んでいるから、基地の中で必要な水があれば上水道を流しますという約束をしているわけです。その限りでは、基地の中に多分上水は、つまり市民の飲んでいる水と同じ水は流れているはずなのです。それはどれぐらいかということをおきまじょうか。その上で、市は基地の下水の量というのはわかつています。下水道料金をいただいているから。その下水道料金をいただいている下水の量がわかるわけですから、そうしますと、例えば私どもの家庭の場合には、下水道料金というの、上水道料金から割り出した下水道料金というのは出ています。そうしますと、下水道料金がわかれば、上水道料金というのは大体わかるだろうと。そうすれば、大体それに見合った分のお水の量というのわかります。そこから、現実上水道で給水している残りが大体地下水だ。そういうふうに見えるのが論理的だと思っています。

そうしますと、基地の中でどれぐらいの水を現実的に地下水でくみ上げているかが、大体の計算上の数値は出てくるのではないかと思っています。もちろん東京都に対して申告がない、返事がないというのは、今わかりましたけれども、市の独自の行政的な姿勢と努力からいえば、必ず福生の中で、横田基地の中で、少なくとも拝島側に大きい掘り抜き井戸があることはわかっているわけですから、それからどれぐらい無尽蔵にくみ上げるかどうかかわかりませんが、くんでいる量ぐらいわかるはずですが、推測ではなくて、数値としてわかるはずなのです。それはどのような形で、市の当局の皆さんは把握をなさっているか伺っておきたいと思ふます。つまり、下水の総排水量がわかつてはいるはずですから、そこから算出し得る、出てくる水の量はわかります。そこから、上水として給水している以外のものは地下水なわけです。そうではない水はどこかに雨水をためて使っているとは思えないのです。